

秘密法は廃止に！ 共謀罪も廃止に！

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会
(旧 秘密保全法に反対する愛知の会)

極秘通信

40号

2022年1月15日発行

【Tel】 052-211-2236
【Fax】 052-211-2237
【Eメール】 no_himitsu@yahoo.co.jp
【ブログ】 http://nohimityu.exblog.jp/
【ツイッター】 https://twitter.com/himitsu_control
【facebook】 https://www.facebook.com/nohimityu



【郵便振替】 00840-3-214850

口座名 秘密法と共謀罪に反対する愛知の会

声を上げ続けることの重要性

事務局長 中川匡亮

前号の極秘通信39号の巻頭言の作成時点は、自民党の総裁選の最中であつたが、本号に至るまでの間に、自民党総裁選も岸田総裁に決まるといふ形で終了し、さらにその後、衆院選、立憲民主党代表選も行われた。衆院選の結果に対しては、野党共闘が不発に終わったなどという見方がメディアによってされることもあるが、野党統一候補が勝利した小選挙区62区はいずれもかなり接戦であつたこと、野党統一候補の一本化が実現していれば与党候補に勝つてたであろう選挙区も5選挙区ほど存在するとされていること等から、野党共闘が不発だったという評価は実態に反している。「不発」という評価は、野党分断を招くものであり、与党を利するだけである。連合の新

会長が、立憲民主党と共産党との共闘を「あり得ない」と発言したとのことであるが、これも野党分断に他ならない。

政権は安倍・菅政権から岸田政権へと移行したが、安倍・菅政権時代に成立した、実質的な解釈改憲である集団的自衛権の一部行使を可能とする安保関連法（戦争法）、市民監視のための治安立法である共謀罪、デジタル監視法、重要土地等調査規制法等はそのまま存続している。また、岸田首相は、任期中の改憲を目指すとしており、改憲への姿勢も安倍・菅政権と何ら変わっていない。その姿勢は森友事件を巡って亡くなられた赤木さんに関する民事訴訟における国の請求認諾にも顕著に表れている。

また昨年末、台湾有事の際に自衛隊と米軍が南西諸島を攻撃用に軍事拠点化する日米共同作戦計画の原案を作成していることが明らかになった。日本の自衛隊がまさに米国の武力行使と一体化する危険が増しており、このような米国追従の姿勢にも何の変化も見られない。

昨年は、当会としても、デジタル監視法、重要土地等調査規制法等の問題点や危険性を学習し、反対するため集会、デモ等を開催した。こうした悪法に対して、喉元過ぎれば熱さを忘れる、ではなく（とりわけ）選挙を通じてNO！の意思を明示することは極めて重要である。衆院選は昨年終わってしまったが、今年の夏には参院選がある。あらためて、安倍・菅・岸田のこれまでを総括した上で選挙権を行使すべきだ。

先日、ある会報で80代くらいの方の次のような人生

の振り返りをしている記事を読んだ。曰く、安保闘争を後世になつて振り返ると、その後の日本の参戦を防止する役割を果たしており、そのような研究も多数発表されている、とのことである。この記事を読んで、選挙の結果の如何に拘わらず、悪法、或いは人権や民主主義を破壊しようとする政府に対してNO！の声を上げることは、大きな無形の力を発揮するものだと感じた。当会では、本年も4月9日開催の総会をはじめとして、様々な活動を行っていく予定ですので、皆様におかれては今後も引き続きご参加頂きたいと存じます。





情熱を込めて語ってくれた川口創弁護士

オンライン学習会

「新しい戦前」と市民監視

「警察のDNAデータベースを巡って」

七〇名が参加

報告：内田 隆

2021年
12月2日

軽微な刑事事件で逮捕されていなくてもかわらず、警察が「任意」とも明確に言わずにDNA型を採取する事例が各地で行われています。

講師の川口創（はじめ）弁護士は、各地で「任意で警察にDNA型データを採取された」ことに対する抹消請求・違憲訴訟を起しています。

現在DNA型の採取に関する法律はなく、「国家公安委員会規則」には採取後、警察組織内で送信するか、抹消するかということしか書いておらず、採取については規則すらありません。しかも抹消については「死亡したとき、保管する必要があるなくなったとき」としかありません。2020年末現在、警察はDNA型について約146万人のデータベースを作成しています。また、指紋や顔写真は約1100万人分保管しています。

川口弁護士は「軽い罪でも、一度DNA型を登録されるとずっと警察データベースに載り続ける。DNA型採取の法的根拠が無いだけでなく、憲法上も問題点がある。また、DNA型情報だけでは『その場所に行った』ということしかわからず、何日の試料かわからず、個人の尊厳の問題につながる。そもそも監視社会は『国に対して反対する人を調査する』のが目的。これまで任意採取を許してきた刑事弁護人の怠慢の面もある。現在の日本では、警察による国民の情報収集は捜査関係事項照会書を用いることでほぼ無限定で可能であり、国家の意思に反する人物の『選別』と『監視』は日常的に行われている。本来は立法化で警察を縛る必要があるが、国会議員は票にならずやる気がない。警察は法整備をやりたくない。市民が『DNA型採取には法律がなくおかしい』と萎縮することなく声を上げる必要がある。と述べました。

参加者から事件・事故に遭遇したときにどう対処したらいいか？など切実な質問がありました。川口弁護士は「警察の対応に疑問があったら即刻弁護士に相談するのが大事」とこたえ、法的根拠なしに個人情報収集される現状はおかしい、と声を上げることの大切さを強調されました。

《パワーポイント資料》



<http://www.nagoya.ombudsmann.jp/himitsu/211202-1.pdf>

逆転勝訴

名古屋高裁

沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟

原告代表 具志堅邦子

私達は、沖縄高江の米軍ヘリパッド建設に「愛知県から機動隊を派遣したのは違法」として2017年7月27日住民訴訟を起しました。一審を経て2021年10月7日、控訴審で名古屋高等裁判所は愛知県警の機動隊派遣は「違法」との画期的判決を下し、私たちは逆転勝訴いたしました。高江の集落を囲んで六つのヘリパッドが出来ているわけですが、その一つN1ゲート前の抗議用車両とテントの撤去は、沖縄防衛局が工事を強行するための突破口となりました。工事強行に抵抗する人々は車両の上に陣取って動かぬ構えでしたが、機動隊は殴る蹴る首を絞めるなどの暴力で人々を引きずりおろし失神するものまで出ました。

名古屋高裁判決は警察職員の行為についても「その適法性あるいは相当性について疑問が生じ得る」「車両とテント撤去については強制的に撤去する法的根拠は見当たらない。違法である疑いが強い」としています。

す。高江の非暴力の抵抗運動を認め、警察機動隊の暴力的な弾圧を違法だと認定しました。

そればかりか、この裁判で洗い直されたのは警察法で定める公安委員会制度の



大きな役割、意義についてでした。公安委員会は、警察の民主的運営と政治的中立性を確保することを目的として、警察法に規定されています。

愛知県警察本部長が公安委員会の審議を通さず専決により派遣を決定したのは違法であると判断しています。

この控訴審判決を確定することが、戦後ながく米軍占領下に置かれ現在も70%の米軍施設が集中するため、日米地位協定の桎梏が顕著な沖縄に「日本国憲法」の光を灯すことになりましたが、愛知県は上告しました。まだ闘いは続きます。

公安警察に法の網を

大垣警察市民監視違憲訴訟

2月21日一審判決

原告 近藤ゆり子

大垣警察市民監視事件は、設計画に関し、大垣警察署14年7月の朝日新聞スクープで明るみに出ました。大垣市上石津町の風力発電施設

「換」を断続的に行い、地元で勉強会を開いた2名、及び、風力発電計画とは無関係な大垣市民2名の個人情報提供していたのです。

当初は大垣警察署員による不祥事、シ社への便宜供与という見方が多数でしたが、どうもそれは「違う」。証拠保全手続きで入手したシ社作成の「議事録」等を踏まえた15年通常国会での質疑で、警察庁警備局長は「管内における：各種事業：等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有し：必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております」と答弁しました。住民・市民の個人情報収集し、事業者と情報交換することが通常の警察業務だと開き直ったのです。

【原告らの個人情報エサに使われた】
名指しされた市民4名が原告となり、岐阜県警（岐

阜県）に対して国家賠償請求、警察庁（国）と岐阜県警（岐阜県）に対して個人情報抹消請求の訴訟を岐阜地裁に提訴しました。

岐阜警察は一貫して事実可否を拒否し、「警察法2条1項Ⅱ公共の安全と秩序の維持にあたる」というのみで法的根拠を明らかにしませんでした。警察側は「抹消請求の対象が特定されない、却下を」として一切対応しません。原告側が求めた警察側証人が民事訴訟法191条の壁で実現できないという制約の中で、シ社従業員2名の証人尋問に向けて、改めて「議事録」等を詳しく検討しました。公安警察がシ社に対して提供した原告らの個人情報量は実はわずかしかなかった。しかし、針小棒大に話を盛る、悪意ある大袈裟な形容で危機感を煽るなどの粉飾・加工を施しています。回を重ねるごとに、シ社従業員は、原告らを危険視し、警察（公安）を頼



山田秀樹弁護士団長（結審後の報告集会
21年10月25日）

る心情が増しています。歓心を買おうというのでしょうか、自ら積極的に原告らの情報を集めて運んでいます。まさにそこに公安警察の狙いがあったこと、つまりシ社を丸ごと公安の「協力者」とするために、原告らの個人情報エサとして使ったということが見えてきました。

【公安の恣意的な情報収集・工作を許さない】

協力者づくりは、「あいづらは敵だ」という情報工作（洗脳）が先行します。特定の人物・グループを「危険だ」という目でみる「協

力者」をつくっていけば、ターゲットの周囲の人間関係などを「協力者」があらゆる出さうになります。情報収集・監視であるとともに、地域とのつながりを分断し、「国策」に異を唱える者を地域で孤立化させる工作でもあるのです。

詳しくは「もの言う」自由を守る会HPをご覧ください。



日本国憲法下の公務員がこんなこと行っているはずはありません。百歩譲って「対象によっては犯罪防止のために必要だ」というなら、その要件を厳しく定めた法律が必要ではなく、しかし、今は公安警察の活動を授権する法律も暴走をチェックする独立機関も存在しません。公安警察が恣意的にターゲットを定めて情報収集・工作をする：それが横行していて「日本は民主主義国家だ」といえるでしょうか。

たとえ一部であっても原告側の主張が認められれば、今後の公安の活動をチェックする足がかりになります。是非、ご注目下さい。

街頭宣伝活動 毎月やっています



受け取ってから、チラシを読みながら歩く人が多かった(11月18日)

次の街宣は

1月24日(月)
12:30~13:30
栄ラシック東側歩道

お知らせ

オンライン学習会

「世界から見た日本のヒューマンライツ」

講師: 藤田早苗さん

英国エセックス大学ヒューマンライツセンターフェロー

2月14日(月) 18時半~

Zoomウェビナーを用います 参加費500円

申込は Peatixへ
<https://fujita220214.peatix.com/>



動画は2/28まで見れます

入管のこと、メディアのこと、ジェンダーのこと、国連や国際人権基準から日本はどう思われているか、日本の皆さんに伝えたいこと山ほどあるでー

10周年総会を開催します

特定秘密保護法が強行採決されて以来、戦争する国家づくりに向けた治安立法が次々と強行成立。情報隠蔽と公文書の改ざんが日常化し、市民監視と情報操作の法律や仕組みがどんどん作られています。そして、新型コロナウイルスの蔓延による人びとの不安につけ込む一方で、「台湾有事」が盛んに喧伝され、憲法改悪の勢いが加速しています。自由と民主主義、平和を守る正念場です。みなさんご参加ください。

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会 10周年総会

と き: 4月9日(土) 13:30~ 第1部 総会 (開場13:10)
14:10~ 第2部 記念講演
ところ: イーブルなごやホール (地下鉄「東別院」下車1番出口から東へ徒歩3分)

記念講演

「台湾有事」最前線・沖縄
ー沖縄スパイ戦史と土地規制法ー

講師: 三上智恵さん
(ジャーナリスト、映画監督)



参加費 800円



*オンライン視聴も可 オンライン参加申込は
zoomウェビナー Peatixサイト
左QRコード

<https://220409mikami.peatix.com/>

*申し込んだ方は22/4/30まで動画が見れます

※新型コロナ感染状況によっては開催方法を変更する場合があります。当会ブログ等で確認いただくか、お問い合わせください。